

県民の皆様へ

畦畔草等草木の野外焼却について

岩手県環境生活部資源循環推進課

◆自粛要請は継続しないこととしました

廃棄物処理法において焼却禁止の例外となっている畦畔草等草木の野外焼却については、福島第一原子力発電所事故以降、自粛をお願いしておりましたが、外部有識者による「野外焼却の影響評価に関する検討委員会」の見解を受け、県として自粛要請は継続しないこととしましたのでお知らせします。

なお、煙が家屋に流入する場合や洗濯物に煤がついて困るなど生活環境に与える影響が軽微でない場合は、従前どおり、焼却禁止の例外とはなりませんので御注意願います。

◆野外焼却禁止の例外について

野外焼却は原則禁止されていますが、以下の行為は例外となります。

なお、焼却禁止の例外とならない野外焼却は、従前どおり、行政処分や罰則の対象となる場合があります。

- ①国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
(河川管理者が河川管理のために伐採した草木の焼却など)
- ②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
(災害時の木くずの焼却、道路管理者が道路管理のために剪定した草木の焼却など)
- ③風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
(どんと焼きでの門松や注連縄などの焼却など)
- ④農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(農業者が害虫駆除のために行う畦畔草の焼却や用排水路を除草した刈草の焼却など)
- ⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
(一般家庭における木の葉や剪定枝などの焼却、キャンプファイヤーなど)

※上記①～⑤であっても廃プラスチック類、ゴムくず、廃油、皮革の焼却は認められていませんので御注意願います。

◆野外焼却禁止の例外に対する留意事項

例外に該当する場合であっても野外焼却は必要最低限に留め、火災の危険性に留意し、消火するまではその場を離れないことに加え、周囲環境に配慮して行うよう努めてください。

◆県内草木の放射性セシウム濃度と野外焼却の影響評価について

外部有識者による「野外焼却の影響評価に関する検討委員会(平成26年2月24日開催)」において、県内畦畔草等草木の野外焼却の影響について評価していただきました。

<概要>

1 県内畦畔草等草木の濃度調査結果

平成25年度に生育した県内の草木800検体の放射性セシウム濃度は、不検出～273Bq/kgの範囲にあり、その95%が50Bq/kg未満でした。

このデータには、汚染状況重点調査地域のデータが約9割含まれています。

2 畦畔草等草木の野外焼却の影響評価について

(1) 評価する項目及び対象

①項目：煙の吸入及び降水による残灰からの溶出による内部被ばく

〔理由：野外焼却による外部被ばくの増加分は十分小さいため〕

②対象者：野外焼却実施者。

〔理由：野外焼却実施者の影響が周辺住民よりも大きいため〕

(2) 影響評価の考え方

①煙の吸入による内部被ばくの影響について、年間1mSv以下となる草木の濃度

②降水による残灰からの溶出の影響について、排水基準以下となる草木の濃度

(3) 影響の算定に用いた条件

①煙の吸入は、野外焼却実施者が3か月にわたり毎日8時間野外焼却のみに従事し、かつ、その間に呼吸する空気は全て野外焼却に伴い発生する無稀釈の煙とした。

②残灰からの放射性セシウムの溶出率について安全を見込んで設定した。

(4) 算定結果

①煙の吸入による影響

年間1mSvに対応する草木濃度は2,571Bq/kgであり、調査結果の最大値はこの値より低い。

②残灰からの影響

排水基準に対応する草木濃度は17,459Bq/kgであり、調査結果の最大値はこの値より低い。

3 検討委員会の見解

県内の畦畔草等草木の野外焼却による影響については、汚染レベルの高い地域であっても十分に小さく、河川管理者、道路管理者及び農業者の管理上の便益等を比較衡量した結果、野外焼却の自粛を継続する必要はない。

※検討委員会の会議資料は、岩手県庁ホームページに掲載しています。

(<http://www.pref.iwate.jp/kankyo/ippan/020104.html>)

[問合せ先] 岩手県環境生活部資源循環推進課 (電話 019-629-5366)